

平成20年度第36次宇都宮市住居表示等審議会（第1回）会議録

1 議題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 市長からの諮問
- (3) 諮問事項について
- (4) 今後のスケジュール
- (5) その他
- (6) 現地視察

2 開催日時

平成20年6月30日（月曜日） 開会 午後1:45 閉会 午後3:15

3 開催場所

宇都宮市役所 入札室

- 4 出席委員 佐藤義晴委員, 小林幸雄委員, 篠崎茂雄委員, 添田包子委員
鷹觜芳男委員, 宮原和博委員, 八城光男委員, 遠藤賢一委員
岡安規男委員, 齋藤寧委員, 岩本豊吉委員, 高橋勇委員
安久都真佐子委員, 七原延元委員

- 5 欠席委員 なし

- 6 事務局 市民生活部, 市民課及び東部区画整理事業課職員

- 7 公開・非公開の別 公開

- 8 傍聴者 なし

9 会議の状況

事務局 お待たせいたしました。委員の皆様には、大変お忙しいなか、ご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第36次宇都宮市住居表示等審議会を始めさせていただきます。

私は、事務局を担当いたします市民課長の菊池でございます。本日は第1回の会議でありますので、会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

はじめに、委員の皆様をご紹介させていただきます。会議次第の裏面をご覧くださいと思います。

関係行政機関の委員ならびに学識経験者の委員におかれましては、今年度、平行して進めます第35次宇都宮市住居表示等審議会と重複しておりますが、公募委員や臨時委員など初めての方もいらっしゃいますので、改めてご紹介いたします。

はじめに、関係行政機関の委員をご紹介いたします。

宇都宮地方法務局首席登記官の 佐藤 義晴 委員でございます。

委員 佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局 次に学識経験者の委員をご紹介させていただきます。
栃木県行政書士会宇都宮支部長の 小林 幸雄 委員でございます。

委員 小林です。よろしくお願ひいたします。
事務局 栃木県立博物館主任研究委員の 篠崎 茂雄 委員でございます。
委員 篠崎です。よろしくお願ひいたします。
事務局 宇都宮市女性団体連絡協議会会長の 添田 包子 委員でございます。

委員 添田でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局 東京電力株式会社宇都宮支社総務グループ課長の 鷹觜 芳男 委員でございます。

委員 鷹觜です。よろしくお願ひいたします。
事務局 郵便事業株式会社宇都宮東支店第一集配課長の 宮原 和博 委員でございます。

委員 こんにちは、宮原です。よろしくお願ひいたします。
事務局 宇都宮商工会議所監事の 八城 光男 委員でございます。
委員 八城でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局 次に公募委員をご紹介いたします。
遠藤 賢一 委員でございます。

委員 遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局 岡安 規男 委員でございます。
委員 岡安でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局 齋藤 寧 委員でございます。
委員 齋藤です。よろしくお願ひいたします。
事務局 次に地域代表の臨時委員をご紹介いたします。
平松西自治会城東土地区画整理事業参画メンバーの 岩本 豊吉 委員でございます。

委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局 築瀬5丁目東自治会長の 高橋 勇 委員でございます。
委員 高橋です。
事務局 同じく築瀬5丁目東自治会副会長の 安久都 真佐子 委員でございます。

委員 安久都です。よろしくお願ひいたします。
事務局 築瀬7丁目東自治会長の 七原 延元 委員でございます。
委員 七原と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局 続きまして、幹事を紹介させていただきます。幹事は審議会の所掌事務について委員を補佐するもので、地区に詳しい者を市長が市職員の中から選任しております。

幹事 東部区画整理事業課長の 宇梶 嘉修 幹事でございます。

事務局 宇梶です。よろしくお願いいたします。

事務局 最後に、事務局職員を自己紹介させていただきます。

事務局 市民生活部長の 井澤 でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 市民生活部次長の 刑部 と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 市民課長補佐の 笹原 と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 市民課企画グループ係長の 阿部 と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 市民課企画グループの 齋藤 と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく市民課企画グループの 柴 と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく市民課企画グループの 野中 と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 東部区画整理事業課長補佐の 福原 です。よろしくお願いいたします。

事務局 東部区画整理事業課城東グループ係長の 菊地 でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は、第1回の会合であり、会長が選出されておられませんので、仮議長を選出し、会議の進行をお願いすることになります。

事務局 仮議長につきましては、長年行政に携わり、経験豊かな宇都宮地方法務局の佐藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

事務局 異議なしということですので、佐藤委員には、議長席にお移りいただき、会議の進行をお願いいたします。

仮議長 宇都宮地方法務局首席登記官 佐藤 でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきますので皆様のご協力をお願いいたします。

事務局 さっそく、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

事務局 はじめに、本日の会議の定足数について、事務局から報告願います。

事務局 お手元の次第に添付してございます「宇都宮市住居表示等審議会規則」をご覧ください。

事務局 本日の出席委員は、14名であります。

委員定数の半数以上の委員が出席されており、宇都宮市住居表示等審議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

仮議長 本日の会議は、定足の要件を満たしているとのことですので、初めに、会長、副会長の選出を議題といたします。

選出方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、「宇都宮市住居表示等審議会規則」をご覧ください。

第3条第1項に、「審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める」とされております。

仮議長 只今、事務局から説明がありましたように、委員の互選により会長及び副会長2名を選出することになります。

どなたか、推薦をお願いいたします。

(委員挙手)

鷹嘴委員 第35次宇都宮市住居表示等審議会でもお願いしておりますが、会長には、住居表示と最も関係の深い郵便事業株式会社の宮原委員が適任と思われ、副会長には、経験豊富な添田委員と八城委員が適任と思われめますので推薦いたします。

仮議長 只今、鷹嘴委員から、会長には宮原委員を、副会長には添田委員と八城委員を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

仮議長 ご異議ございませんので、本審議会の会長には宮原委員、副会長には添田委員と八城委員が選出されました。

皆様のご協力によりまして、新しい会長が決定しましたので、これからの進行につきましては、宮原会長をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局 佐藤委員ありがとうございました。

それでは只今、会長に選出されました宮原委員、副会長に選出されました添田委員、八城委員には、会長・副会長席へお移りいただきたいと思っております。

会長 改めまして、皆様こんにちは。

只今、会長にご推挙いただきました宮原でございます。

また、副会長には添田委員と八城委員を選任いただきましてありがとうございます。

なにぶん不慣れでございますので、みなさまのご支援、ご協力をいただきまして会議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議事を進めてまいります。

まず会議録署名委員の選任を行います。

会議録署名委員には、小林委員と篠崎委員にお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員
会長

異議なしの声あり。

ご異議ございませんので、小林委員、篠崎委員よろしくお願いいたします。

ここで市長から、当審議会に諮問がございます。

市長の出席を求める間、暫時休憩といたしますので、よろしく願いいたします。

【市長来場】

副会長

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

これから、当審議会会長に市長から諮問がございますので、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは市長、お願いいたします。

市長

諮問 町の区域の変更及び設定を実施することについて

宇都宮市住居表示等審議会 会長 宮原 和博 様

宇都宮市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

1 住居表示に関する法律に基づき、宿郷町、築瀬町、平松町及び築瀬4丁目の各一部の区域をもって、町の区域変更及び設定を実施すること。

2 当該区域を所管する事務所を定めること。

平成20年6月30日 宇都宮市長 佐藤 栄一

【市長が諮問書を会長に手渡す】

副会長

続きまして、市長からごあいさつをいただきます。

市長

改めまして、皆様こんにちは。住居表示等審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。日ごろ皆様方には、市政全般にわたりましたお力を受け賜わり、心からお礼申し上げたいと存じます。

この審議会も今回で36回目を迎えることができました。その間、市街地の区域内におきましては約87%が実施できたこととなります。

今回お願いした諮問区域は、城東土地区画整理事業区域内でございます。この区域は宿郷町、築瀬町、平松町そして築瀬4丁目の4つの町にまたがることとなります。

また、土地区画整理事業につきましては、平成21年度中には換地

処分完了となっておりますし、それに伴って幹線道路といたしましては、今泉川田線が整備され、併せて河川等の公共施設整備によりまして住民の皆様方には、安全・安心そして住みやすいような町が、少しずつご提供できるのではないかと自負しております。

まだまだ気を緩めることのできない事業ではありますが、皆様方のお力添えをいただきまして、適正な住居表示が出来ますように心からお願いいたしたいと思っております。結びになります。日頃からお力いただき感謝を申しあげましてごあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

副会長 市長には、ここでご退席でございます。
ありがとうございました。

【市長退席】

副会長 これからの進行につきましては、再び会長にお願いをいたします。
会長 はい、それでは進めさせていただきたいと思っております。諮問事項につきまして、事務局から諮問書の写しの配付をお願いしたいと思っております。それでは、委員の皆様にはお手元に諮問書が届いたと思っております。ただいま、市長から諮問のありました

1. 宿郷町、築瀬町、平松町及び築瀬4丁目の各一部の区域をもって、町の区域の変更及び設定を実施することについて、及び
 2. 当該区域を所管する事務所を定めることについて
- を議題といたします。

諮問事項を協議するにあたりまして、まず、宇都宮市の住居表示の現状と諮問区域の状況を把握する必要がありますので、これらについて事務局から説明願います。

事務局 諮問区域の説明に入ります前に、本市の住居表示の現状などについてご説明いたします。

お手元の資料1「住居表示のしおり」の2ページをご覧ください。本市の住居表示の方法は、町の名称・区域を変更することにより、入り組んだ町の境界を整理するとともに、誰にでも分かりやすいように「街区方式」により、「街区符号」と「住居番号」を用いて、実施するものです。

ここで街区方式についてご説明いたします。

街区方式とは、町の区域を、道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもっていくつかに分けた1つのブロックである「街区」に付ける「街区符号」と、その街区にある建物に付けられる「住居番号」を用いて表示する方法です。

3ページの上の図をご覧ください。具体的には図のそれぞれ、丸付き数字の部分街区といい、例えば「③」は街区符号です。

続いて下の図の③の街区を拡大したのですが、数字が「住居番号」となります。

次に、15ページをご覧ください。

まず、住居表示を行うためには、対象となる地域を「市街地の区域」に指定する必要があります。

これは、人口密集等を勘案し、市議会の議決を得て、定めることになっております。

本市におきましては、昭和38年に市街地の区域を市の中心部14.269km²と定め、以来市勢の発展に伴い現在まで21回にわたりまして、区域の拡大を行ってまいりました。

現在の市街地の区域の累計面積は、42.372km²となっております。

次に、住居表示の実施状況についてですが、16ページをご覧ください。住居表示地区は昭和39年以来、30回の実施により累計面積は36.717km²となっております。

これは、「市街地の区域」の面積の約87%にあたり、区画整理の換地などに合わせて実施しているものです。

お手元にございます、資料2の地図をご覧ください。また、前方にも拡大した地図を用意してございますので、そちらの方もご参照ください。

こちらは、住居表示を実施した区域を年別に色分けしたものでございます。

先ほどご説明いたしました「市街地の区域」につきましては、赤の実線で表示されており中央の赤い点は「住居表示基準点」であり、位置は「旧市役所」でございます。

地図上赤の実線内で色の付いてない部分になりますが、「市街地の区域」内で、住居表示が実施されていない区域がいくつかございます。

地図上「住居表示基準点」から向かって右上にございます、今泉町など、まだ区画整理が済んでない区域や住宅が貼りついてない所がございますが、これらの地区は、区画整理の進捗状況や住宅の建設状況を見ながら、今後住居表示を実施していく予定でございます。

以上で、住居表示の現状の説明を終わります。

事務局
(東部区画整理) それでは、今回の諮問区域であります「城東土地区画整理事業区域」についてご説明いたします。

お手元の資料3「調書」をご覧ください。

2

諮問区域の面積と人口は、「調書」に記載のとおり、宿郷町の面積は9,180 m²、道路部分なので人口は0でございます。築瀬町の面積は254,000 m²で人口は1,040人でございます。平松町の面積は6,950 m²で、人口は9人でございます。築瀬4丁目の面積は50 m²、道路部分なので人口は0、以上合わせまして4町で面積は270,180 m²となります。人口は1,049人でございます。

続きまして、当区域について、概要をご説明いたします。

お手元の資料4「宇都宮城東土地区画整理事業のパンフレット」表題ページ上の位置図と、施行地区航空写真をあわせてご覧いただきたいと思えます。

「城東土地区画整理事業区域」は、JR宇都宮駅から約1kmの距離に位置し、東側を国道4号、北側を主要地方道宇都宮・笠間線（通称水戸街道）、西側を市道25号（通称東雲通り）で囲まれた区域でございます。

パンフレットをお開きになり、右下の用途区分図をご覧ください。用途地域は5種類あり、国道4号及び市道25号沿線は順工業地域、準住居地域、主要地方道宇都宮・笠間線沿線は、近隣商業地域、黄色い部分の小学校の周辺は、第一及び二種住居地域であり、地区内の約6割が住居系、その残り約4割が商業及び工業系であります。

次に土地区画整理事業などの概要についてご説明いたします。パンフレット中央部設計図をご覧くださいと思えます。

平成7年11月からの事業実施によりまして、区域内を南北に通る都市計画道路今泉川田線が平成16年3月に整備完了したことにより、宇都宮東部の都市内交通の円滑化が図られました。

また、併せて区画道路の整備により、狭隘道路や行き止まり道路の解消が図られたことでもあります。特に、本地区の中央に位置する城東小学校の学童の通学路が確保されたことなど、街路等の整備改善による利便性・安全性に優れた魅力ある居住空間が創出されました。

また、道路と併せて区域内の奈坪川や石川の整備により、河川の氾濫が無くなり、防災機能の充実に図られました。

当区域については、すでに「市街地の区域」に編入されており、先ほども説明しましたとおり、町の境界となる道路などの整備を完了しましたことから、平成21年秋、換地処分を期に、住居表示を実施することにより、今まで以上に住みやすい、わかりやすい町が形成されると思えます。

以上が、諮問区域の概要でございます。

会長 住居表示の現状と諮問区域についての説明は終わりました。
ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

会長 特にございませんか。
諮問区域の現況につきましては、この後現地視察も予定されておりますので、ご質問があれば、その際にお願ひしたいと思います。
続きまして、「審議会の今後のスケジュールについて」を議題といたします。
スケジュールにつきましては、委員の皆様からご意見をいただく訳ですが、事務局に案があれば出していただいで、それを元にご協議いただくことでいかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。
事務局案はありますか。

事務局 ございます。

会長 それでは、事務局案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは今後のスケジュールについてご説明いたします。
お配りしました「今後のスケジュール（案）」をご覧ください。
次回となります第2回の会議は8月下旬に開催することとし、今回諮問になりましたこの区域につきまして、委員の皆様よりご意見をいただき、町の区域及び名称につきまして、具体的な審議を行っていただきたいと考えております。
事務局といたしましては、次回の会議までに、道路や河川、学区等につきまして調査をし、皆様方に町の区割り及び新町名の事務局案をお示ししたいと考えております。
また、区域内の意見の収集につきましても審議を行っていただきたいと考えております。
第3回審議会は、10月下旬を予定しております。ここでは、意見収集などの結果も踏まえ、答申案を決定していただきたいと考えております。
最後の第4回審議会は、11月上旬を予定しております。
ここでは、会長より市長への審議会の答申を予定しております。
この答申を受け、3月の議会に付議する予定でございます。
なお審議の進み具合によりまして、多少、開催時期が前後する、または、開催回数が増える場合があるかと思われまます。
以上が、今後のスケジュールについての案でございます。

会長 ただいま、スケジュールについて説明がありましたので、ご質問、ご

意見等がございましたらお願いいたします。

会長

特に意見がないようですのでお諮りいたします。

事務局案のとおり、今後審議を進めていくことでご異議ございませんか。

全委員

異議なしの声あり。

会長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。よろしくお
願いいたします。

それでは、「その他」といたしまして、委員の皆様から何かござい
ましたらお願いいたします。

(委員挙手)

遠藤委員

町名だけの変更を考えてはいないか。また、今後行う予定はあるか。

事務局

城東区画整理区域につきましては、新たな地番が付きますが、区画
整理事業の完了を期に住居表示を行うことにより、分かりやすい町が
形成されると考えております。

また、過去におきましては地番が順序良く付いているところは町名
変更のみ行った地区もございました。

会長

他にございませんか。

委員の皆様はよろしいでしょうか。何かございませんか。事務局か
ら何かございませんか。

事務局

この後、皆様には午後2時40分に市役所を出まして、現地視察し
たいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩を挟みまして、2時35分にこちらに再度お集まりいただき
たいと思います。

会長

現地視察につきましては、2時35分ぐらいにここにお集まりいた
だいて、現地視察に参りますのでよろしくお願ひいたします。

以上で、議事につきましては終了させていただきます。

【審議終了後、現地視察を行う】

会議録署名委員

小林 幸雄

会議録署名委員

篠崎 茂雄